

公表日：令和5年5月30日

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	64.2%
正規雇用労働者	72.3%
非正規雇用労働者	79.8%

**対象期間:**令和4年事業年度（令和4年3月1日から令和5年2月28日まで）

**賃金:**基本給、超過労働に対する報酬、賞与、通勤手当等各種手当を含む。

**正規雇用労働者:**正職員（産育休・休職者含む）および無期臨時職員

**非正規雇用労働者:**有期継続契約職員および有期臨時職員

**労働者数:**出向者については、当組合から組合外への出向者を含み、組合外から当組合への出向者を除く。臨時職員の内、パートタイム労働者はフルタイム労働者の所定労働時間（7時間45分/日）をもとに人員数の換算を行っている。

#### 差異についての補足説明

##### <全労働者>

女性よりも男性に相対的に賃金が高い正職員が多いため、格差が生じていると考えられる。

##### <正規雇用労働者>

正職員において、女性よりも男性の役付職員比率が高いため格差が生じていると考えられる。女性の役付登用を計画的に推進していく。

##### <非正規雇用労働者>

女性よりも男性に相対的に賃金が高い継続契約職員が高いため、格差が生じていると考えられる。